



# 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 共有すべき事例

2020年  
No.11  
事例3

疑義照会・処方医への情報提供

## 病態禁忌



### 事例

#### 【事例の詳細】

処方医は、患者の血圧が151/74mmHgであったため、トリクロルメチアジド錠2mg「JG」を処方した。薬剤師が当日の血液検査の結果を患者に確認したところ、ナトリウムが130meq/L (mmol/L)と低値であった。トリクロルメチアジド錠は低ナトリウム血症の患者に禁忌であること、患者が80歳代で高齢であることを考慮し、念のため処方医に問い合わせを行った結果、薬剤が削除になった。

#### 【推定される要因】

トリクロルメチアジド錠の禁忌に記載されている検査項目の処方医による確認が、不十分であったと思われる。

#### 【薬局での取り組み】

今後も血液検査の結果について患者に聴き取りを行う。



### その他の 情報

トリクロルメチアジド錠2mg「JG」の添付文書（一部抜粋）

【禁忌（次の患者には投与しないこと）】

(3) 体液中のナトリウム、カリウムが明らかに減少している患者〔低ナトリウム血症、低カリウム血症等の電解質失調を悪化させるおそれがある〕



### 事例の ポイント

- トリクロルメチアジドなどのサイアザイド系利尿薬およびその類似薬やループ利尿薬は、体液中のナトリウム、カリウムが明らかに減少している患者への投与は禁忌であるため、患者に初めて処方された際は、患者のナトリウムやカリウムの検査値を確認する必要がある。
- サイアザイド系利尿薬およびその類似薬やループ利尿薬は、重大な副作用である低ナトリウム血症や低カリウム血症の発現に注意する必要があり、処方が継続している間もナトリウムやカリウムの値の推移を確認することが重要である。
- 処方箋に検査値が記載されていない場合は、患者から検査値を聴取することが望ましい。検査値を確認することが難しい場合でも、患者の体調などに変化がみられないかを確認し、患者に関する情報を収集するよう努め、処方薬の妥当性を検討することが重要である。



公益財団法人 日本医療機能評価機構  
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル  
電話：03-5217-0281（直通） FAX：03-5217-0253（直通）  
<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。